

議案第 28 号

令和 4 年度狭山市一般会計補正予算（第 11 号）

補正予算別冊のとおり

令和 5 年 3 月 16 日提出

狭山市長 小谷野 剛

令和4年度狭山市一般会計補正予算（第11号）

令和4年度狭山市一般会計の補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ772,582千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,981,019千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項
16 国庫支出金	
	2 国庫補助金
20 繰入金	
	2 基金繰入金
23 市債	
	1 市債
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
10,615,292	84,175	10,699,467
3,612,023	84,175	3,696,198
2,793,847	142,907	2,936,754
2,581,037	142,907	2,723,944
1,549,861	545,500	2,095,361
1,549,861	545,500	2,095,361
53,208,437	772,582	53,981,019

歳 出

款	項
10 教育費	3 中学校費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
4,139,907	772,582	4,912,489
559,734	772,582	1,332,316
53,208,437	772,582	53,981,019

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	3 中学校費	中学校校舎等改修事業	772,582

第3表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的	区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中学校校舎等改修事業費	補正前	51,500	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
	補正後	597,000	同 上	同 上	同 上